

平成21年度税制改正案の概要

【情報通信関係】

1	平成21年度税制改正 主要要望結果のポイント	1
(1)	地上放送施設デジタル化促進税制の拡充・延長	2
(2)	テレワーク環境整備税制の延長	3
(3)	地域ICT利用高度化基盤強化税制の創設	4
(4)	省エネ・新エネ設備等の投資促進税制の創設	5
2	その他の改正事項	6

[連絡先]

情報通信国際戦略局情報通信政策課〔情報通信関係〕

担当：蒲生課長補佐、小笠原係長、菅野

電話：03-5253-5718

FAX：03-5253-5721

1 平成21年度税制改正 主要要望結果のポイント

(1) 地上放送施設デジタル化促進税制の拡充・延長（固定資産税、不動産取得税）

地上デジタル放送を行うための施設の整備を促進し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を目指すため、中継局の一部に対する措置の拡充等を行いつつ、2年間延長する。

(2) テレワーク環境整備税制の延長（固定資産税）

多様で柔軟な働き方を可能とし、ワーク・ライフ・バランスの実現等に資するテレワークの一層の普及促進を図るため、企業におけるテレワーク設備への投資に対する特例措置を2年間延長する。

(3) 地域ICT利用高度化基盤強化税制の創設（固定資産税）

地域のICT利用の高度化に資するASP・SaaS（※）に対し税制支援措置を講ずることにより、地方公共団体におけるASP・SaaSの利用促進、業務の効率化を図るため、特例措置を創設する。（2年間の措置）

※ ASP・SaaS：情報通信システムの有する機能を、ネットワークを通じて提供するサービス

(4) 省エネ・新エネ設備等の投資促進税制の創設（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

産業活力再生特別措置法（産活法）に基づき、資源生産性を向上させる（より少ないエネルギー・資源で付加価値を高める）設備等に対する投資を支援することによって低炭素社会の実現と経済発展の双方を実現する。

1 (1) 地上放送施設デジタル化促進税制の拡充・延長

【地方税（固定資産税、不動産取得税）】

(1) 目的： 地上デジタル放送を行うための施設の整備を促進し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を目指す。

(2) 対象： 地方税 地上テレビジョン放送事業者

(3) 対象設備： 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定を受けた実施計画に従って取得する次の設備

ア 固定資産税

- ・ デジタル番組制作設備（関東・近畿広域圏局の一部の設備を除く。）
- ・ デジタル送受信装置

イ 不動産取得税

- ・ デジタル送受信装置に係る家屋

(4) 税制措置：

ア 固定資産税

- ・ 取得後5年度分について課税標準を3／4とする。
- ・ 0.3W以下の中継局については課税標準を2／3から1／2に変更

【今改正で拡充】

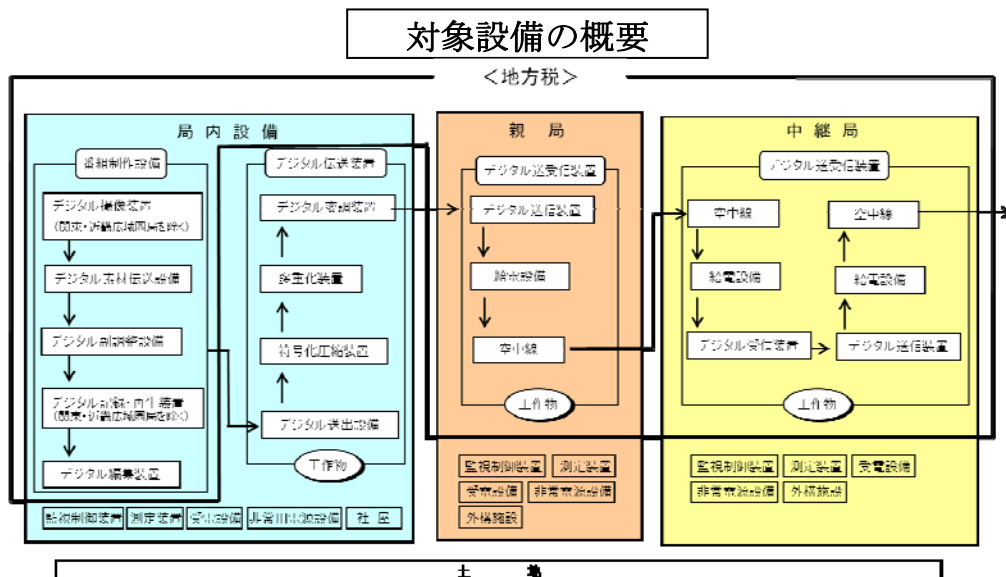
- ・ デジタル伝送装置及び関東・近畿広域圏局の番組制作設備の一部除外

【今改正で対象から除外】

イ 不動産取得税

- ・ 課税標準を3／4とする

(5) 適用期間： 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 【今改正で延長】



1 (2) テレワーク環境整備税制の延長

【地方税（固定資産税）】

(1) 目的： 企業におけるテレワーク環境の整備を促進することにより、業務効率化・生産性向上による企業競争力を強化し、さらに少子高齢化対策、地域における雇用創出、ワーク・ライフ・バランスの実現等を図る。

(2) 対象： テレワーク関係設備の導入を行う事業者

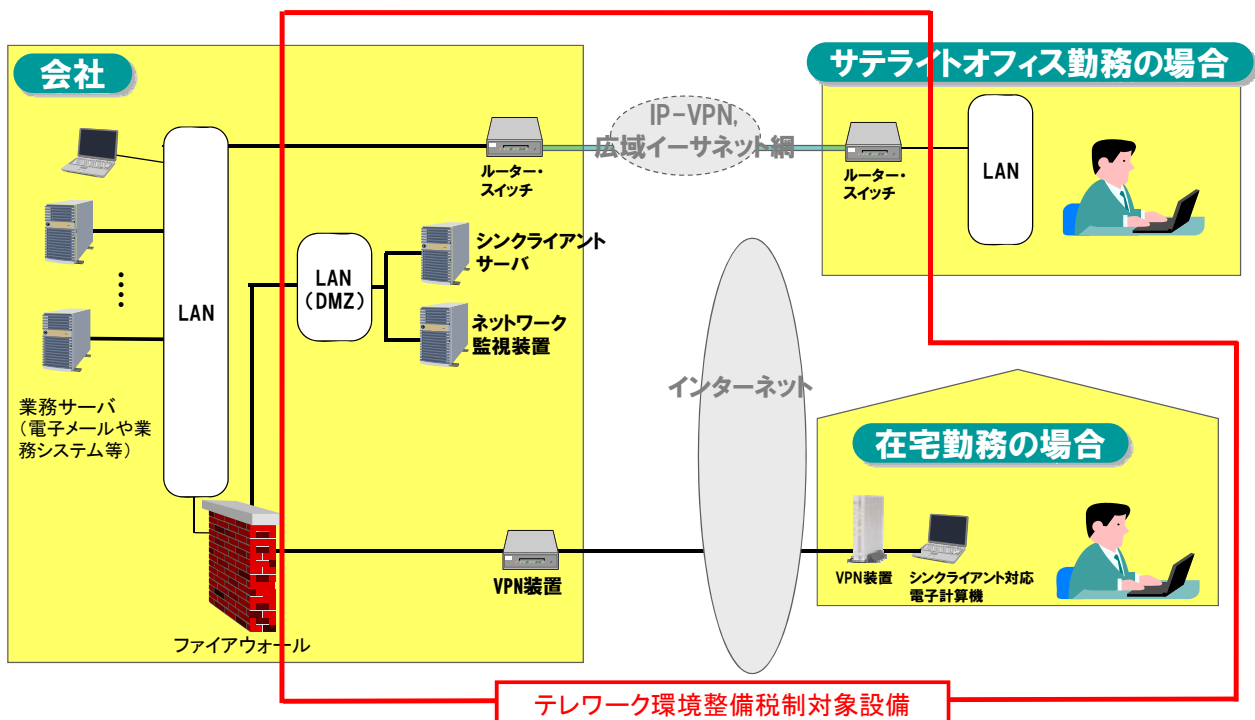
(3) 対象設備： シンククライアントシステム^(※1)、VPN^(※2)装置等

(4) 税制措置： 取得後5年度分について、固定資産税の課税標準を2/3とする

(5) 適用期間： 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

【今改正で2年間延長】

対象設備の概要



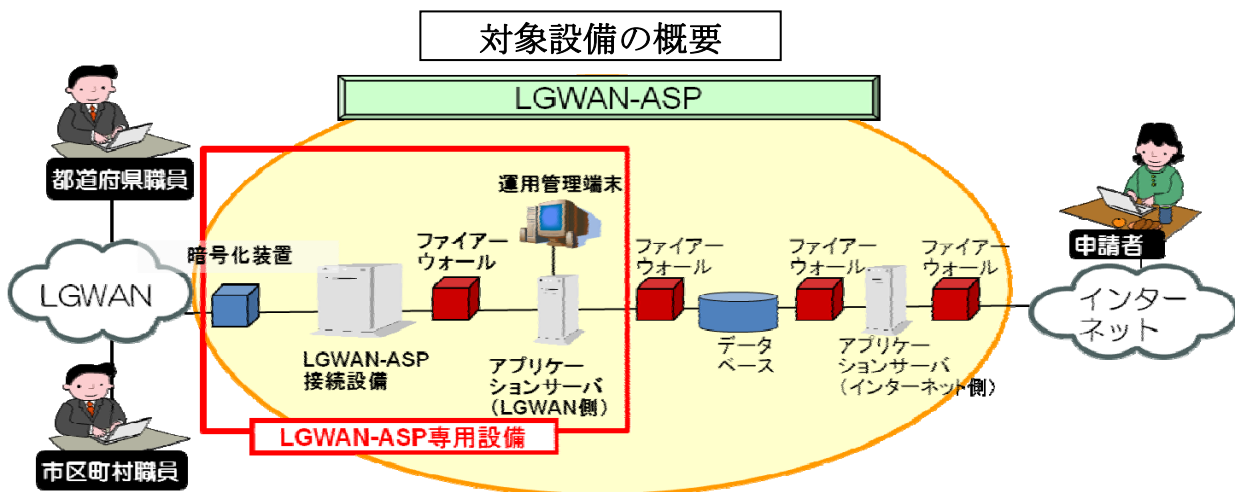
※1 パソコンにデータやアプリケーションソフトを置かず、それらの資源をサーバ側で一括して管理するシステムのこと。

※2 virtual private network の略で、公衆回線をあたかも専用回線であるかのように利用できるサービスのこと。

1(3) 地域ICT利用高度化基盤強化税制の創設

【地方税（固定資産税）】

- (1) 目的： 地域のICT利用の高度化に資するASP・SaaS(※1)に対し税制支援措置を講ずることにより、地方公共団体におけるASP・SaaSの利用促進、業務の効率化を図る。
- (2) 対象者： 総合行政ネットワーク（LGWAN(※2)）に接続し、自治体向けのASP・SaaSサービスを提供することが認められたLGWAN-ASP事業者
- (3) 対象設備： LGWAN-ASPサービスを提供するために必要となるLGWAN-ASP専用設備（LGWAN-ASP接続設備、アプリケーションサーバ、ファイアーウォールなど）
- (4) 税制措置： 取得後3年度分について、固定資産税の課税標準を2/3とする
- (5) 適用期間： 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで（2年間）



※1 Application Service Provider・Software as a Service の略で、情報通信システムの有する機能を、ネットワークを通じて提供するサービスのこと。

※2 Local Government Wide Area Network の略で、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。

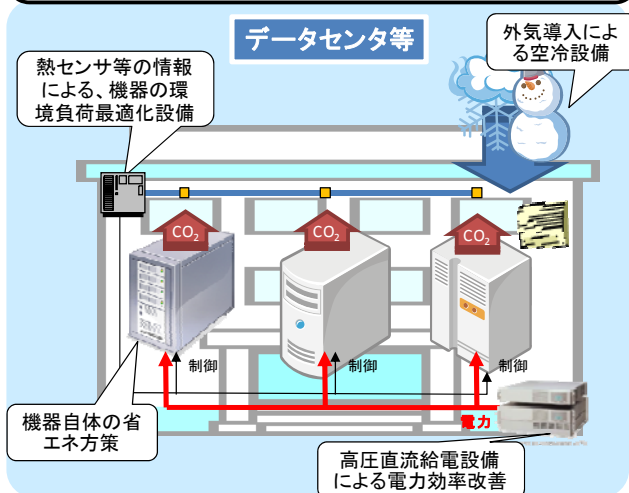
1(4) 省エネ・新エネ設備等の投資促進税制の創設

【国税（法人税、所得税）、地方税（個人住民税、法人住民税、事業税）】

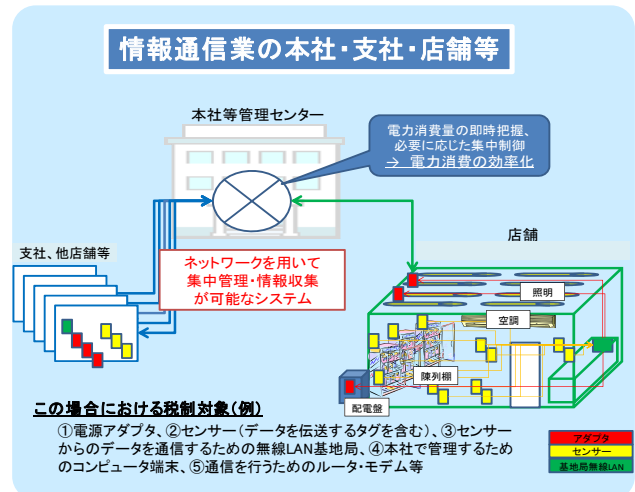
- (1) 目的： 産業活力再生特別措置法（産活法）に基づき、資源生産性を向上させる（より少ないエネルギー・資源で付加価値を高める）設備等に対する投資を支援することによって低炭素社会の実現と経済発展の双方を実現する。
- (2) 対象者： 事業活動における資源生産性（(例)：付加価値÷エネルギー使用量）向上のために高い目標を立て、主務大臣に計画認定の申請を行い、認められた企業等。
- (3) 対象設備： 上記の認定計画に記載された資源生産性向上のための取組のうち、一定以上の効果があると認められるもの。
- (4) 税制措置： 国税（法人税・所得税）
取得価額の30%相当額の特別償却（建物等については、15%相当額）（ただし、平成23年3月31日までに取得等をしたものは、即時償却が可能。）
- (5) 適用期間： 改正された産業活力再生特別措置法の施行日から平成24年3月31日まで

情報通信関連分野における対象設備の例

例1 情報通信事業者がデータセンターにおいて各種省エネ設備の導入を図ることで、資源生産性の向上を図る場合



例2 無線・有線ネットワークを用いて、各店舗等の電力消費量の即時把握と必要に応じた集中制御を行い、資源生産性の向上を図る場合



2 その他改正事項

- (1) 産業活力再生特別措置法関連税制の延長（２年間：所得税、法人税、登録免許税）
産業活力再生特別措置法で規定する「事業再構築計画」等の認定を受けた事業者又はその関係事業者等への特例措置の延長をする。
- (2) 中小企業等基盤強化税制の延長（２年間：所得税、法人税）
適用期間内に対象設備（機械及び装置、又は器具及び備品）を取得により事業の用に供する青色申告書を提出する有線テレビジョン放送業及びメーリングサービス業を営む一定の法人又は個人に対する税額控除（取得価格の７％）又は特別償却（特別償却率：３０％）の特例措置の延長をする。